

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第六条 意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条 第三項中「意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第四十八条第一項の審判」を「意匠登録無効審判」に改め、同条第五項中「意匠法」の下に「(昭和三十四年法律第百二十五号)」を加える。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第七条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二を第十六条の四とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(確定審決等の登録の方法)

第十六条の二(登録異議の申立てについての確定した決定又は商標法第四十六条第一項(同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。)第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二(第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)附則第十四条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)若しくは平成八年改正法附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決の登録をするときは、表示部に登録異議、審判又は再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。

2 再審の確定審決の登録をするときは、これに反する確定審決の登録を抹消しなければならない。

(予告登録の方法)

第十六条の三 商標登録令第一条の二(第一号、第三号又は第四号に掲げる申立て又は請求について予告登録をするときは、表示部に申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、登録異議、審判又は再審の番号及び申立てに係る商標登録の表示又は請求の趣旨を記録しなければならない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条第三項中「、第三二七条、第三二八条第二項」を削る。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号ル中「第十三条の二第一項」の下に「若しくは第十三条の三第一項」を加え、第九号中「第百七十七条第二項及び」及び「及び第百十九条」を削る。

別表中「特許法百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に、「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に、「意匠法第四十六条第一項(経済産業省組織規則の一部改正)

第九条 経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第六号中「並びに特許異議」を削る。

第二百一十四条第一項第一号中「並びに特許異議」を削り、同項第一号中「並びに特許異議申立事件」を削り、同項第三号中「並びに特許」を削り、同条第二項中「並びに特許異議申立事件」を削る。

第二百一十六条第一項中「並びに特許異議申立事件」を削る。

(附則)

(施行期日)
(旧実用新案法施行規則の一部改正)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

第二条 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第一条の規定による改正前の実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第六条中(総則)の下に「及び特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年経済産業省令第四十一号)第一条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二(第一項第一号及び第四号を除く。)」を加える。

(平成五年改正省令の一部改正)

第三条 平成五年改正省令の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第七条中「旧実用新案法」を「改正法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改める。

附則様式第一を次のように改める。

(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置)

第四条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十条の十二第二項の審判であつて、この省令の施行後に請求されるものについては、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第二条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

(平成七年改正省令の一部改正)

第五条 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改める。

附則第四条第一項を削り、同条第一項中「平成五年改正法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。)」に改め、同項を同条とする。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

○経済産業省令第二百四十一号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十月二十七日
○経済産業大臣 中川 昭
○工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第二百四十一号)の一部を次のように改める。

(調査票等の提出)
第十三条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し一部及び調査票の写し一部を作成し

て保存し、調査票の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を作成して保存し、準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

○経済産業省告示第三百六十四号
○工業統計調査票甲及び乙並びに工業調査票甲及び乙(第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査票甲及び乙並びに工業調査票甲及び乙の様式を次のように定める。

第八十一号)第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査票甲及び乙の様式を次のように定める。

生
示

○経済産業省告示第三百六十四号
○工業調査票甲及び乙並びに工業調査票甲及び乙の様式を定める等の件)は、廃止する。

平成十五年十月二十七日
○経済産業大臣 中川 昭